

<記入例>

※本書を2枚御記入いただき、御提出ください。

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明に関する申請書

令和 〇年 〇月 〇日

(宛先) 三条市長

申請者住所 〇〇市〇〇〇町〇丁目〇〇

申請者氏名 〇〇 〇〇

(電話番号 〇〇-〇〇〇〇)

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

特定創業支援事業の名称と
期間をご記入ください

1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

事業1

内容 創業塾スクール

期間 令和〇年〇月〇日(〇)～令和〇年〇月〇日(〇)

事業2

内容 〇〇〇〇〇〇

期間 令和〇年〇月〇日(〇)～令和〇年〇月〇日(〇)

事業3

内容

期間

平成26年4月以降、創業スクール以外に受講された特定創業支援事業があればご記入ください。

(例)

- ・各金融機関の個別相談
- ・大光銀行主催の創業塾
- ・新潟県信用組合主催の創業アカデミー 等

2 設立しようとする会社の商号(屋号)、本店所在地

(1) 商号(屋号) 〇〇〇〇

(2) 本店所在地 三条市〇〇〇〇

3 設立しようとする会社の資本金額 〇〇〇 万円(会社の場合)

4 新たに開始しようとする事業の業種、内容

(1) 業種 〇〇〇〇(業種名)

(2) 内容 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(事業内容)

5 設立しようとする会社(事業)の設立予定年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日

※2～5は、認定特定創業支援等事業を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。既に事業を開始している場合は、その内容について記載してください。

欄内記入不要

証明日 年 月 日

三条市長

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

有効期限 年 月 日まで

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）軽減されます。

- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

- (1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。
- (2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。
- (2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。